

御殿場市ユニバーサルデザインタクシー普及促進

事業補助金制度の創設について

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）の普及促進を図るため、UDタクシーを導入しようとする事業者に対し、費用の一部を補助する制度を平成31年4月1日に創設しました。

【補助の概要】

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社または営業所を有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者 ・UDタクシーを導入するに当たり、国、県の補助を受けており、かつ、他市町の補助を受けていないもの ・市税の滞納のない者（新たに起業する場合はその代表者に滞納がないこと） ・御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を雇用していない者であって、同条第4号に規定する暴力団等でないもの
補助金額	1台あたり5万円（上限）予算の範囲内とする。
交付期間	令和2年度申込み分まで

【手続きの流れ】

- ① 事前申込提出書類（交付を受けようとする前年9月末日までに提出）
 - ・UDタクシー普及促進事業補助制度利用申込書（様式第1号）
 - ・UDタクシーの購入費見積書の写し
 - ・UDタクシーの仕様書

- ② 本申請提出書類
 - ・UDタクシー普及促進事業補助金交付申請書（様式第2号）
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・市税の納税証明書
 - ・国及び県補助金の交付決定通知書の写し
 - ・自動車検査証の写し
 - ・購入したUDタクシーの写真
 - ・その他市長が必要と認める書類